

初診時再診時選定療養費について

初めて受診される方や、久しく受診していない方は「かかりつけ医」からの紹介状(診療情報提供書)をご持参下さい。

- ・ 紹介状をお持ちでない場合は、
初診に係る自費料金として 7,700円(税込)
再診に係る自費料金として 3,300円(税込)
をご負担いただきます。
- ・ 逆紹介に依っていたり、自身の判断で引き続き当院を希望される場合には、受診ごとに再診に係る自費料金として 3,300円(税込) をご負担いただきます。

患者さんが同意した上で診療を続けます。

医療機関の機能分化と当院の役割について

厚生労働省は、「専門・急性期治療を担う大きな病院」と「地域のかかりつけ医」との役割分担を推進しています。当院は、日頃から継続的な診察や初期症状の診察を行っていただく地域の診療所・クリニックと連携し、役割分担を進めております。

こうしたことから、「医療機関の機能分化をより一層推進し、1人でも多くの患者さんに高度で専門的な医療を提供することを目的」とする厚生労働省の意向を踏まえ、料金を徴収させていただくこととしております。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

選定療養費の負担を求めない患者さんの例～厚生労働省が示すもの～

- ① 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- ② 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ③ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ④ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ⑤ 外来受診から継続して入院した患者
- ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- ⑦ 治験協力者である患者
- ⑧ 災害により被害を受けた患者
- ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑩ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない）

再診の場合の徴収義務について

- ① 他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当病院を希望し受診した患者
 - ② 当院より受け取った紹介状で宛先の医療機関を未受診で再来院された患者
- ①・②のどちらかにあてはまる患者さんは再診時選定療養として、再診時毎に支払いを受けるとされています。「健康保険法第70条第3項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置」より